

届出業種の案①

資料8

○製造・加工業（営業許可の対象業種を除く） ※工業統計産業分類から営業許可対象業種を除いた業種

	業種	事業所数**	備考
1	海藻加工業	661	
2	農産保存食料品製造業	578 (野菜・果実缶詰製造業を含む)	
3	食酢製造業	67	
4	その他の調味料製造業	540	
5	砂糖製造業	60	
6	砂糖精製業	36	
7	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	29	
8	精米・精麦業	338	
9	小麦粉製造業	75	
10	その他の精穀・製粉業	236	
11	でんぷん製造業	41	
12	製茶業	1,000	
13	コーヒー製造業	103	
14	他に分類されない食料品製造業(菓子種製造業等)	2,668	

※※事業所数は、平成29年工業統計表 産業別統計表データ(従業者4人以上の事業所に関する統計表)に基づく

届出業種の案②

○販売業

※施設数は、平成28年度衛生行政報告例に基づく

	業種	施設数※	備考
15	乳類販売業	230,480	
16	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	143,328 (許可対象施設を含む)	
17	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	147,662 (許可対象施設を含む)	
18	冰雪販売業	1,642	
19	野菜果物販売業	146,298	漬物やそうざい等を調理販売する場合、簡易な飲食店営業の許可が必要。
20	その他の食品販売業(常温での長期保存が可能な、容器包装に入れられた食品のみの販売を除く)		消費期限表示の対象となる食品の販売(弁当等を含む)。
21	行商		

○自動販売機

	業種	施設数※	備考
22	コップ式自動販売機(屋内設置)	182,032 (自動販売機として)	屋根、柱及び壁を有する建築物内に設置され、自動調理機能、バッグインボックスによる原料充填機能、食品と直接接触する部分の熱湯及び薬剤による自動洗浄乾燥機能を有する自動販売機に限る。
23	自動角氷製造機		「食品、添加物等の規格基準」における食品の自動販売機の規格を満たす必要がある。原料は水のみ。
24	水の量り売りを行う自動販売機		

届出業種の案③

○調理業

※施設数は、平成28年度衛生行政報告例に基づく

	業種	施設数※	備考
25	集団給食施設(営業者を除く)	93,775	病院、学校等の給食施設には食品衛生法第57条(届出)の規定が準用される。 外部業者に委託した場合、飲食店営業許可の対象。
26	コーヒーマシーン		「食品、添加物等の規格基準」における食品の自動販売機の規格に合致しない飲料調理機で、客自らが調理する場合。
※	営業とは見なされない、イベント(地域の祭事、学園祭等)や子ども食堂等における飲食の提供		営業ではないため届出の規定は適用されないが、運用で届出を受け付けるように整理してはどうか。

○その他

	業種	施設数	備考
27	卵選別包装業(GPセンター)		

届出業種の案④

○ 器具・容器包装

(食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会からの報告)

	業種	対象
1	器具の製造	ポジティブリスト制度の対象となる材質(政令で定める材質)が使用された器具を製造する事業者
2	容器包装の製造	ポジティブリスト制度の対象となる材質(政令で定める材質)が使用された容器包装を製造する事業者

(参考)食品衛生法

第4条〔定義〕

- ④ 器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。
- ⑤ 容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

届出不要な業種の案

業態	公衆衛生上のリスク	具体的な業種	備考
1 容器包装に入れられた常温保存食品のみを保管・販売する営業	食品自体の安定性が高く、食中毒のリスクが低い。	食料品店 駄菓子屋 酒屋	合わせて紙パック等の要冷蔵飲料、アイス・氷菓等の販売を行う場合は届出が必要。
2 食品そのものを直接取り扱わない(伝票のやり取りのみの)営業	—	輸入業 卸売業 器具・容器包装の販売業	—
3 顧客(荷主)との契約や約款により食品を取り扱う営業	衛生管理の責任は荷主側にあり、荷主が保管・運搬の部分も含めて計画を作成。	輸送業(宅配便等を含む。) 常温倉庫(冷蔵・冷凍業を除く)	—
4 缶、瓶等の包装食品の自動販売機	—	—	—
5 農業において生産者団体が行う取組	生産段階においてGAP等の考え方を踏まえた自主的な衛生管理を実施することでリスクの低減を図る。	出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、形状変化を伴わない出荷調整 カントリエレーター・ライスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調整・保管業務	—
6 乳幼児用おもちゃの製造業・販売業	—	—	乳幼児用おもちゃには食品衛生法第57条(届出)の規定が準用される。 ただし、第52条(製造管理)、第53条(ポジティブリスト制度適合性に係る情報の伝達)の規定は準用されないため、届出不要としてはどうか。 (※洗浄剤については第57条の準用規定無し。)

改正後の食品衛生法(器具容器包装部分の抜粋) 参考

第18条 (第3項を新設)

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

② (略)

③ 器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。)について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合(当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。)については、この限りでない。

改正後の食品衛生法（器具容器包装部分の抜粋）

第50条の3（第52条）（新設）

厚生労働大臣は、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

- 一 施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。
- 二 食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。

② 器具又は容器包装を製造する営業者は、前項の規定により定められた基準（第18条第3項に規定する政令で定める材質以外の材質の原材料のみが使用された器具又は容器包装を製造する営業者にあつては、前項第1号に掲げる事項に限る。）に従い、公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。

③（略）

第50条の4（第53条）（新設）

第18条第3項に規定する政令で定める材質の原材料が使用された器具又は容器包装を販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包装の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。

- 一 第18条第3項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第1項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること。
- 二 第18条第3項ただし書に規定する加工がされている器具又は容器包装であること。

② 器具又は容器包装の原材料であつて、第18条第3項に規定する政令で定める材質のものを販売し、又は販売の用に供するために製造し、若しくは輸入する者は、当該原材料を使用して器具又は容器包装を製造する者から、当該原材料が同条第1項の規定により定められた規格に適合しているものである旨の確認を求められた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、必要な説明をするよう努めなければならない。